

高島市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和8年3月11日

高島市監査委員 日爪 泰則

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称 社会福祉法人はこぶね会
安曇川はこぶね保育園・はこぶね保育園ひかりの
代 表 者 理事長 今西 拓也
所 在 地 高島市安曇川町青柳700番地1
所管部局 子ども未来部子育て政策課・幼児保育課

第2 監査期間

令和7年12月5日（金）から令和8年3月9日（月）まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和5年度および令和6年度において執行した補助金等に係る出納
その他事務

第4 監査の主な着眼点

（所管部局関係）

- ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は、明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

（団体関係）

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

第5 監査の方法

補助金に係る出納その他事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 団体の概要

(1) 目的（事業計画書より抜粋）

義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての子ども（「安曇川はこぶね保育園」においては、満3歳以上の子ども、「はこぶね保育園ひかりの」においては、満3歳未満の子ども）に対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(2) 組織（令和8年2月1日現在）

役員等 15人（理事長1人、理事5人、監事2人、評議員7人）

職員 45人（園長2人、副園長1人、保育教諭18人、保育士7人、
非常勤講師9人、保育補助3人、調理員4人、事務員1人）

(3) 利用定員（令和8年2月1日現在）

安曇川はこぶね保育園

135人（1号：15人 2号：78人 3号：42人）

はこぶね保育園ひかりの

12人（3号：12人）

※1号は幼稚園児、2号は3歳以上の保育園児、3号は3歳未満の保育園児

(4) 入園児数（令和8年2月1日現在）

安曇川はこぶね保育園

138人（1号：16人 2号：75人 3号：47人）

はこぶね保育園ひかりの

14人（3号：14人）

※1号は幼稚園児、2号は3歳以上の保育園児、3号は3歳未満の保育園児

第7 団体に対して支出した補助金等

令和5年度および令和6年度において、市が団体に対して支出した補助金等は次のとおりである。

(1) 補助金等

(単位：円)

補助金名称等（事業名）	補助金額	
	令和5年度	令和6年度
子育て親子つどいの広場事業補助金	5,675,612	6,041,451
私立認可保育園施設整備等補助金【通園バス更新事業】	5,000,000	—
保育対策総合支援事業費補助金【保育所等におけるICT化推進事業】	2,011,000	—
内訳 安曇川はこぶね保育園	900,000	—
はこぶね保育園ひかりの	1,111,000	—
特定教育施設・保育施設入所事務	198,761,120	226,511,130
施設型給付費 ※安曇川はこぶね保育園	162,580,760	186,727,740
地域型保育給付費 ※はこぶね保育園ひかりの	36,180,360	39,783,390
私立認可保育園運営補助金	22,256,239	23,263,779
一時預かり事業	—	2,833,000
低年齢児保育保育士等特別配置事業	3,000,000	5,500,000
障害児保育事業	9,654,139	4,758,025
延長保育事業	1,503,200	2,054,400
保育園食物アレルギー対策事業	380,000	484,000
保育園給食事業	4,718,900	4,948,800
通園バス運行事業	3,000,000	2,685,554
認定こども園通園バス安全装置設置事業補助金	309,100	—
保育人材確保対策事業補助金	3,343,000	5,175,000
保育補助者雇上強化事業	2,668,000	3,825,000
内訳 安曇川はこぶね保育園	1,954,000	3,269,000
はこぶね保育園ひかりの	714,000	556,000
保育士緊急雇用対策事業	675,000	1,350,000
内訳 安曇川はこぶね保育園	675,000	675,000
はこぶね保育園ひかりの	0	675,000
認定こども園等食料品価格高騰対策支援金	681,408	—
認定こども園等食料品価格高騰対策追加支援金		
食料品価格高騰対策支援金	486,720	—
内訳 安曇川はこぶね保育園	439,920	—
はこぶね保育園ひかりの	46,800	—
食料品価格高騰対策支援金 ※追加支援金	194,688	—
内訳 安曇川はこぶね保育園	175,968	—
はこぶね保育園ひかりの	18,720	—
認定こども園等性被害防止対策設備等支援事業補助金	—	47,517
私立幼稚園等補助金【幼稚園給食事業】	517,115	575,820
合 計	238,554,594	261,614,697

(2) 補助金支出の根拠

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市子育て親子つどいの広場事業補助金交付要綱
- ・ 高島市私立認可保育園施設整備等補助金交付要綱
- ・ 高島市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
- ・ 高島市私立認可保育園運営補助金等交付要綱
- ・ 高島市認定こども園通園バス安全装置設置事業補助金交付要綱
- ・ 高島市保育人材確保対策事業実施要綱
- ・ 高島市認定こども園等食料品価格高騰対策支援金支給要綱
- ・ 高島市認定こども園等食料品価格高騰対策追加支援金支給要綱
- ・ 高島市認定こども園等性被害防止対策設備等支援事業補助金交付要綱
- ・ 高島市私立幼稚園等補助金交付要綱

第8 監査の実施日

令和8年2月16日（月）

第9 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他の事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、本監査実施時に在職していた監査委員 澤本長俊は、令和8年2月18日をもって退職したため、本報告書には連署していない。

○ 所管部局関係

1 補助対象経費の按分方法について（注意事項）

当該法人は「つどいの広場」事業の実施にあたり、施設内の1室を専用スペースとして使用しているほか、共用スペースについても事業の用に供している。

当該事業にかかる補助対象経費のうち、光熱水費、通信費および保険料等の共通経費については、共有部分を含めた床面積による按分計算を行い、費用を計上している。この面積割による按分方法については、使用頻度や時間的割合（使用割合）は加味されおらず、市担当課と協議のうえで決定した方法である旨の説明を法人より受けた。

現行の按分方法は市と法人の協議に基づくものであるとのことだが、補助対象経費の考え方については、より実態に即した算出方法を採用し精査することが望ましく、市担当課として改めて検討し、明示されたい。

○ 団体関係

1 会計事務およびチェック体制の充実について（注意事項）

当該法人が実施している各種事業には、市の補助金（公金）が充当されている。公金を原資とする事業運営を行っている以上、その会計処理には透明性と適正性が求められる。

しかしながら、現状の事務執行体制においては、担当任せになっていると思われる部分があるため、法人全体として責任を持って管理する体制が必要と考える。

については、現状の運用を再確認いただき、チェック体制の強化など、さらなる改善を図られたい。

○ 所管部局・団体関係

1 私立認可保育園運営補助金（保育園給食事業・保育園食物アレルギー対策事業）について（注意事項）

当該法人が交付を受けている「私立認可保育園運営補助金」のうち、「保育園給食事業」について、実績内容を確認したところ、以下の点が認められた。

令和5年度の「保育園給食事業」の積算においては、「保育園食物アレルギー対策事業」にかかる経費分を控除して算出されていたが、令和6年度においては当該経費分を控除せずに積算されていた。

これについて聴取したところ、令和6年度についても本来は控除すべきものであったとの回答と、この取扱いの相違による補助金交付額への影響はない旨の説明を受けたが、同一の補助事業において年度ごとに積算根拠等の取扱いが異なることは不適當であり、申請を行う法人と、審査を行う担当課双方における確認不足が原因と考えられる。

については、当該法人においては、補助金申請にあたり、積算根拠となる補助対象経費を十分に確認すること。

また、市担当課においては、申請内容の審査を厳格に行い、取扱いの不整合等が生じないようチェック体制等を強化すること。